



島根県報

平成22年10月29日（金）

号外 第 175 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第70号）

1 規則の概要

(1) 地方機関として次の高等技術校を設置することとした。（第63条関係）

名 称	位 置
東部高等技術校	出雲市
西部高等技術校	益田市

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成22年11月1日から施行することとした。

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第70号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第63条第1項の表出雲高等技術校の項の次に次のように加える。

東部高等技術校	出雲市
---------	-----

第63条第1項の表に次のように加える。

西部高等技術校	益田市
---------	-----

第63条第3項第4号中「及び益田高等技術校」を「、益田高等技術校及び西部高等技術校」に改める。

附 則

この規則は、平成22年11月1日から施行する。